

衆議院議員選挙・最高裁国民審査

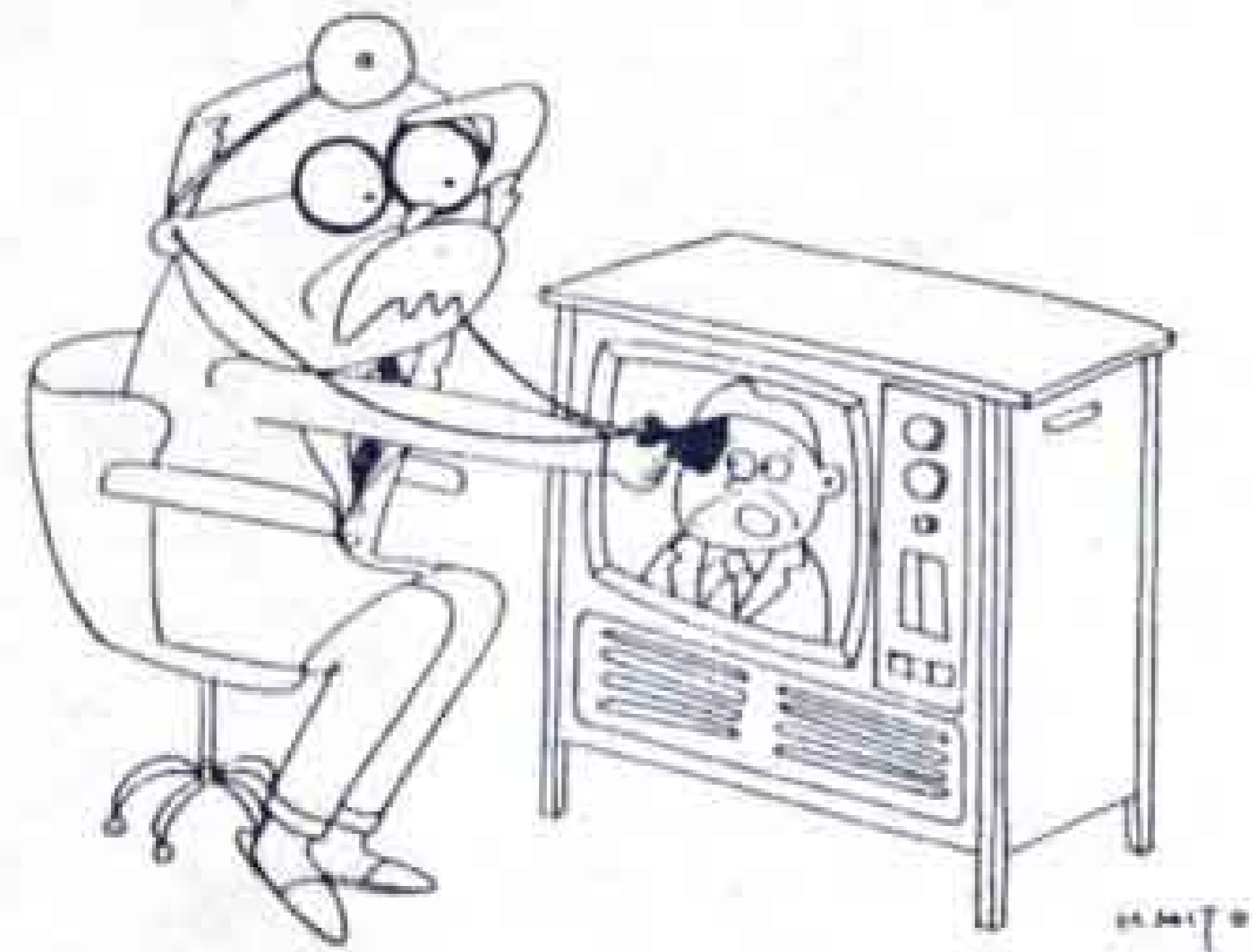
投票日

静岡県第2区衆議院議員選挙および最高裁判所裁判官国民審査は、10月7日午前7時から午後6時まで（勢子辻は午後4時まで）市内49カ所の投票所で一斉に行われます。

大切な一票です。

自分の信念に基づいて投票しましょう。

政見放送は、よく聞いて……



立会演説会

- ・とき 10月5日 午後6時20分から
- ・ところ 吉原市民会館大ホール


候補者の政見などを有権者に知っていただくために全候補者が、一つの会場に集まって行うのが、立会演説会です。

候補者を知るもっともよい機会ですので、お出かけください。

会場は、駐車場がないので車はご遠慮ください。

出入口前広場でもテレビで放映します。

選挙運動やってよこいと悪こいと



は10月7日です

開票は即日

開票は即日開票です。10月7日午後7時40分
から、市内御幸町の市立体育館で行います。
開票結果は、無線広報で放送します。

- ・第20投票所の吉永第2小学校が→鶴無ヶ淵公民館（吉永第2小学校南側）
- ・第34投票所の富士文化センターが→市立富士公民館（富士文化センター東側）

投票所が変更

今回の選挙では、次の投票所が変わりますので
ご注意ください。

市民が監視しよう

公設のポスター掲示場は市内に353ヵ所。
これ以外に貼ってあるものは、違反ポスター
です。どの候補者が違反しているか、市民みんな
で監視しましょう。

選挙運動をしてはならない人

- ◇選挙事務関係者
- ◇公務員・教育者の地位利用
- ◇特定公務員
- ◇未成年者
- ◇一般職の国家公務員
- ◇選挙犯罪者
- ◇一般職の地方公務員(一定地域)

選挙運動

選挙用ハガキ
新聞広告
選挙用ポスター
幕間演説
文書図面による選挙運動
政治活動
選挙公報(公営)
投票所内の氏名掲示(公営)
個々面接(街頭・車内)

選挙運動をしてはいけない場所
療養施設、バス、船舶、駐車場の周辺、立会演説会場(300メートル以内)
開始予定2時間前から終了予定2時間後まで

候補者
選挙運動員
一般有権者

おもな選挙犯罪
買収罪
おとり罪
選挙の自由妨害罪
虚偽事項公表罪
投票不正罪
文書図面の制限違反罪
選挙運動費用の届出義務違反罪など

富士市選挙管理委員会
富士市明るい選挙推進協議会